公　告

諸　事　項

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２６年（フ）第５号
高知県須崎市浦ノ内東分1584番地
債務者　前田　美惠
1　決定年月日時　平成26年３月13日午後０時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月９日まで
高知地方裁判所須崎支部

平成２６年（フ）第１６号
北海道小樽市入船４丁目27番８号　杉本コーポＡ号
債務者　小澤　信弘
1　決定年月日時　平成26年３月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月12日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２６年（フ）第３７号
茨城県水戸市元吉田町1818番地の13
債務者　田村　聡美
1　決定年月日時　平成26年３月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月12日まで
水戸地方裁判所

平成２６年（フ）第４９号
茨城県那珂市瓜連705番地７
債務者　黒澤　正美（旧姓海老澤）
1　決定年月日時　平成26年３月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月12日まで
水戸地方裁判所

平成２６年（フ）第５号
千葉県いすみ市大原8823番地
債務者　沼田　正明
1　決定年月日時　平成26年３月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月12日まで
千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２６年（フ）第９号
千葉県いすみ市岬町椎木539番地２
債務者　平山　浩美
1　決定年月日時　平成26年３月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月12日まで
千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２６年（フ）第８号
岐阜県美濃加茂市島町１丁目５番19号　マルヤスビル２Ｆ、前住所愛知県犬山市大字犬山字薬師町１番地１　レオパレス薬師102
債務者　門添　敏弘
1　決定年月日時　平成26年３月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月12日まで
岐阜地方裁判所御嵩支部

平成２６年（フ）第７号
静岡県下田市加増野25番地
債務者　塚崎　　誓
1　決定年月日時　平成26年３月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月12日まで
静岡地方裁判所下田支部

平成２５年（フ）第２９８号
大津市本宮２丁目３番６―403号
債務者　整体治療院健身こと　津々見隆生
1　決定年月日時　平成26年３月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月12日まで
大津地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第３５４号
大津市野郷原２丁目１番２号　ラスディ瀬田403
債務者　鎌野絵理子
1　決定年月日時　平成26年３月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月12日まで
大津地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第３６３号
滋賀県栗東市小柿10丁目10番７―104号
債務者　森本　昌稔
1　決定年月日時　平成26年３月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月12日まで
大津地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第１５号
大津市南郷３丁目16番２号　南郷団地Ｂ棟301
債務者　中村　豊美（旧姓竹田・矢田）
1　決定年月日時　平成26年３月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月12日まで
大津地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第３８号
滋賀県湖南市吉永187番地１
債務者　内山　芳雄
1　決定年月日時　平成26年３月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月12日まで
大津地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第４０号
大津市萱野浦23番17―103号　コーストハイツ友湖、前住所大津市本宮２丁目６番45号　滋賀保護院
債務者　中村　直之
1　決定年月日時　平成26年３月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月12日まで
大津地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第５０号
大津市若葉台13番13号
債務者　長谷川律子
1　決定年月日時　平成26年３月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月12日まで
大津地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第９１６号
広島市中区国泰寺町２丁目５番10―801号、申立時の住所広島市中区小町９番１―302号
債務者　小黒美智子
1　決定年月日時　平成26年３月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月12日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第９５号
広島市東区牛田中２丁目１番９―201号
債務者　山﨑　美香
1　決定年月日時　平成26年３月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月12日まで
広島地方裁判所民事第４部